第四条　旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する同表の中欄に掲げる科目を修得した者（平成二十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成二十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
英語	コミュニケーション英語Ⅰ	英語

第五条　この省令の施行の際、既に高等学校卒業程度認定試験を受けて旧規則別表第一欄に定める試験科目のうち次の表の上欄に掲げるものについて合格点を得た者に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	下欄
国語	国語
世界史A、世界史B、日本史A又は日本史B	歴史
地理A又は地理B	地理
現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目	公共
英語	英語

第六条　旧規則別表第一欄に定める試験科目について、この省令の施行の日前に高等学校において次の表の上欄に掲げる新規則別表第一欄に定める試験科目に相当する次の表の中欄に掲げる科目を修得した者（令和四年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	現代の国語及び言語文化	国語
地理	地理総合	地理A
歴史	歴史総合	世界史A
公共	公共	現代社会
英語	英語コミュニケーションⅠ	英語

○文部科学省厚生労働省令第三号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十六条、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十二条、言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条、栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第十一条、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第七条第一項、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項、歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第九条第一項、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十条第一項、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第九条第一項、視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十条第一項、歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第二条第一項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）第一条第一項及び柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）第二条第一項の規定に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令

（歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正）

第一条　歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第二条関係） ［表略］	**別表**（第二条関係） ［同上］